

防風林整備年次計画（1列おき前提5カ年整備、A圃は全列）

※平成14年に資料作成

（ただし樹齢については平成18年の数値に変更）

正南入り口



凡例 〰 補栽・移植 〰 間伐 〰 計画 〰 実施（伐採、抜根、補樹）

注1: A3~A8, B1~B8, C1~C8, D1~D8は 13場のみ
 注2: ①~⑧は整備（予定）年度、その右側の数字は推定樹齢と冠長（樹種）
 注3: 樹齢は平成14年に調査した値を基礎とした推定値

特記仕様書

工事名：十勝農業試験場防風林防風林伐採、抜根、整備

1 一般事項

(1) 共通仕様書の適用

本工事は、北海道森林土木工事共通仕様書（平成15年4月改訂版）に基づき実施すること。

(2) 概数の適用

ア 規定数量総括書の工事内訳書等の「適用」又は「備考」欄に（概）又は「概数」と記して示した数量は概数であり、現地の状況に応じて設計変更する。

イ この工事においては、設計変更に係る図書を作成（設計変更図の作成及び工事数量の算出）を請負者に行わせることがある。

この場合、発注者と請負者は別途協議するものとする。

ウ 概数に係る工事の施工に当たっては、施工図等を作成の上、工事監督員と協議すること。

エ 概数に係る標準図は、標準的な施工図、又は出来形を示すものであり、現地の状況等に応じて請負者は照査のうえ、工事を実施するものとする。

なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、工事監督員と協議のうえ設計変更を行う。

2 施工時期の制約等

本工事は平成19年3月20日まで完成すること。

なお、完成後は検査を行い引渡しを受けるものとする。

3 公害対策関係（工事の公害防止のための制限）

(1) 排出ガス対策型機械の使用について

ア、本工事において建設機械（機種）を使用する場合は、建設現場の作業環境の改善及び大気改善の保全を図るため、排出ガス対策型機械（以下、「排対型機械」という。）を使用することを原則とする。

イ、排対型機械を使用できない場合で、排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下「排ガス浄化機械」という。）を使用する場合は、排対型機械を使用する場合と同等とみなす。

ウ、ただし、リース会社に在庫が無い、自社持ち機を使用する、浄化装置を装着できない等の理由により排対型機械又は排ガス浄化機械を使用できない場合は理由書を工事監督員に提出すること。

エ、施工計画書の主要機械計画表に、排対型機械又は排ガス浄化機械を使用するか、それ以外の非排対型機械を使用するか明記すること。

オ、本工事において、使用できる排対型機械又は排ガス浄化機械の指定ラベル又は認定ラベル及びその施工等が確認できる写真撮影を行い、工事監督員に提出すること。

(2) 本工事のうち資材運搬路運行において、飛散砂利及び粉塵等により周辺農地に影響を与えないように注意しなければならない。

4 残土、産業廃棄物関係（産業廃棄物処理の指定等）

(1) 本工事で発生する「根株、末木枝条」は、産業廃棄物であるため廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

(2) 産業廃棄物の処理については、次により積算しているが、処理場所を変更する場合は工事監督員と協議すること。

| 区分 | 処 理 場 所 | 運搬距離 |
|-----|-------------------------------|---------|
| 根株等 | 芽室町坂ノ上11線9-12 真屋砂利工業㈱（再資源化施設） | 片道5.0km |

(3) 産業廃棄物の処理を委託する場合は、許可内容を確認し、収集運搬業者及び処分業者などと事前に書面により委託契約を行うとともに、建設廃棄物管理表（マニフェスト）を提出すること。

5 その他

工事現場のイメージアップのため、地域との積極的なコミュニケーションを図り、そこで働く関係者の作業関係を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資する。

よって請負者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者を協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施する。